

茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点 「民間人材ビジネス事業者」の募集について

公益財団法人茨城県中小企業振興公社は、茨城県から委託を受けて、平成27年12月21日付けで「茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点」を開設し、県内中小企業の成長戦略を実現するため、新たな商品・サービスの開発や販路拡大など「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、企業の経営革新を具現化するプロフェッショナル人材のUIJターン促進を支援する茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点事業を実施しています。

本事業を円滑に推進するため、県内中小企業とプロフェッショナル人材のマッチングを実施していただける「民間人材ビジネス事業者」を募集します。

「プロフェッショナル人材」とは

新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて企業の成長戦略を具現化していく人材と定義します。

申請期間

平成30年11月1日（木）～11月30日（金）

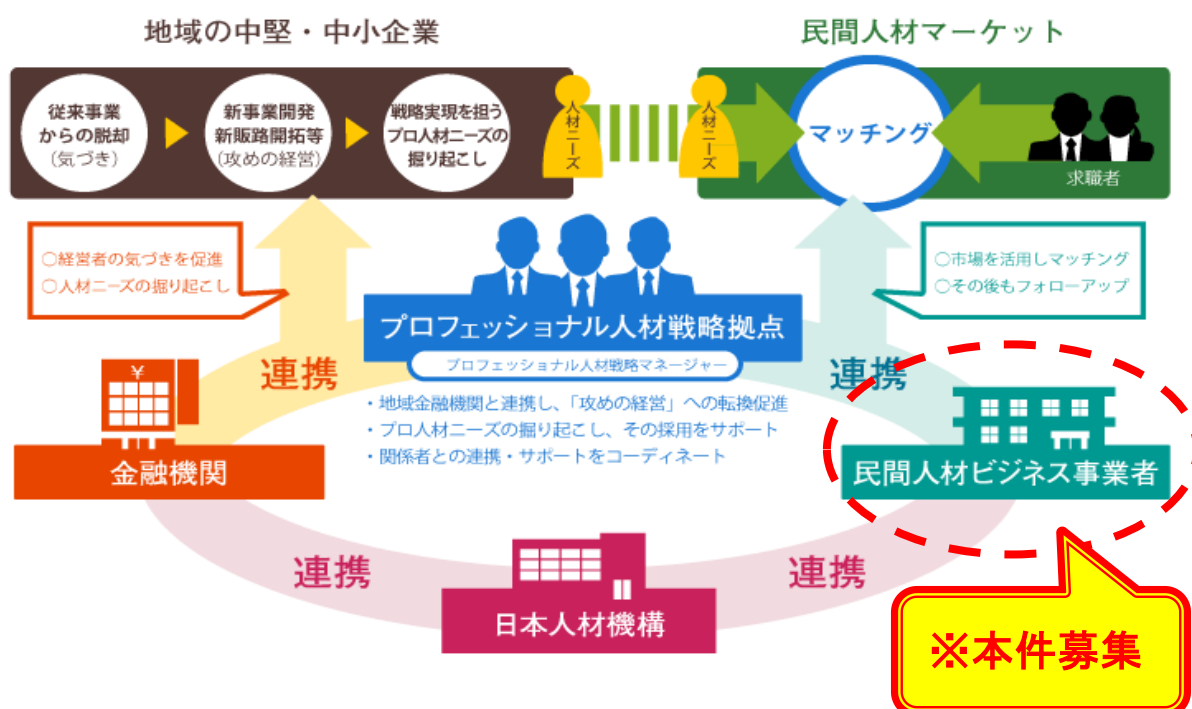
【注意事項】

※説明会開催：申請事業者を対象とした説明会を下記のとおり行います。当拠点の活動内容や進め方等について説明しますので、登録を申請された事業者の方は御参加をお願いします。登録の決定については、1月中旬頃を予定しています。

■日程：平成30年12月19日(水)10:30から（※予定）

■場所：水戸商工会議所「第1会議室」（茨城県水戸市桜川2-2-35産業会館4階）

【事業スキーム】



民間人材ビジネス事業者の登録方法等

1 登録方法

茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領に基づき、事前登録が必要になります。

2 登録要件

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項又は第33条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて有料又は無料の職業紹介事業を行う者であること。
- (2) プロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。
- (3) 反社会的勢力に属する者に該当しないこと。

3 応募方法

民間人材ビジネス事業者事前登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、次の書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「民間人材ビジネス事業者事前登録申請書在中」と朱書きしてください。

【申請書類】（※下記よりダウンロード願います。）

[\(1\) 民間人材ビジネス事業者事前登録申請書（様式第1号）](#)

[\(2\) 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書（様式第2号）](#)

(参考) [茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点事業民間人材ビジネス事業者登録要領](#)

4 応募条件

民間人材ビジネス事業者事前登録申請書（様式第1号）を提出する際には、次の事項を承諾することを条件とします。

- (1) 戦略拠点が収集した県内企業の人材ニーズに基づき、プロフェッショナル人材の求職に関する情報を提供することにより、県内企業とプロフェッショナル人材のマッチングを行うこと。
- (2) 県内企業とプロフェッショナル人材のマッチング成立後、プロフェッショナル人材に対してフォローアップを行うこと。
- (3) 事業を効果的なものとするために設置する「茨城県プロフェッショナル人材戦略協議会」の取組みに協力すること。
- (4) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点に報告すること。
- (5) 業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。

5 登録期間

登録の有効期間は、茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点が指定する日から事業終了までとします。

6 費用等

- (1) 登録に係わる費用はありません。
- (2) 茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点からの依頼を受けてマッチングを行っても、拠点からの謝金等の支払いはありません。

7 登録申請期間

平成30年11月1日（木）から平成30年11月30日（金）

※郵送の場合、平成30年11月30日（金）までの消印有効

8 登録決定

登録審査は原則、提出いただいた申請書類等により行いますが、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。

なお、審査の結果は、申請者あて文書で通知します。

9 登録取消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録の有効期間内であっても、登録を取り消すことがあります。

- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正な行為があると戦略拠点が認めたとき。
- (3) 正当な理由がないのに、要領第5条に定める業務を怠ったとき。
- (4) 要領第6条に定める守秘義務に違反したとき。

10 申請先・問合せ先

〒310-0801

茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階

公益財団法人茨城県中小企業振興公社（茨城県プロフェッショナル人材戦略拠点）

担当：黒澤，横須賀，桑名

TEL 029-224-5339 FAX 029-227-2586

メールアドレス：projinzai@iis-net.or.jp